

## 令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第6回）議事録

■日時 令和7年11月18日（火） 午後2時30分～午後3時58分

■場所 対面及びオンラインの併用

### ■出席委員

山下部会長、飯泉委員、尾崎委員、玄委員、高橋委員、速水委員、水本委員、山口委員、横田委員

### ■議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（1）（仮称）府中朝日町商業施設計画【2回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【騒音・振動】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

（2）世田谷清掃工場建替事業【3回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【悪臭】【騒音・振動】【土壌汚染】【地盤】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

令和7年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第一部会（第6回）  
速記録

令和7年11月18日（火）  
対面及びオンライン併用

(午後 2時30分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 では、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は東京都環境影響評価審議会第一部会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の進行は、アセスメント担当課長の藤間が務めます。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち9名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 山下でございます。ウェブからの参加になります。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、傍聴人を入室させてください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○山下部会長 それでは、ただいまから、令和7年度東京都環境影響評価審議会第6回第一部会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案に係る質疑及び審議【2回目】及び「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議【3回目】となります。

それでは、次第1の「(仮称)府中朝日町商業施設計画」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○藤間アセスメント担当課長 御準備はよろしいでしょうか。

部会長、事業者の方が入室されました。

○山下部会長 承知しました。

本事業の審議につきましては、4回審議予定の2回目となります。

事業者の方の御出席は今回を含めてあと2回予定しています。

今回は2回目の審議となりますので、委員の皆様には、前回の御議論を踏まえて、御担当いただいている評価項目について十分に御議論を深めていただきたいと考えております。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、3ページの資料1を御覧ください。

資料1は、前回の部会における審議の内容を整理したものとなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、【騒音・振動】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【温室効果ガス】【その他】の順序で取りまとめており、10月の部会の意見等は合計14件でした。

前回の指摘、質問事項等は、取扱い欄に前回の日付として「10/20」と記載しています。要約して内容を御説明いたします。

【騒音・振動】の番号1として、「予測結果によると、スタジアム通りの道路交通騒音が上昇してしまっている状況にあると思う。対策について考えていることを教えてほしい」と質問がございました。事業者からは、「荷捌車両については通行時間帯やルートの検討し直し、来客車両については場内であればアイドリングストップや徐行運転の促し、また、来場には公共交通機関をできる限り利用してもらおうといったものを考えている」との回答がございました。

【騒音・振動】の番号2として、「事業区域北側の人見街道はわりと細い道路で、渋滞が起こる可能性がある。渋滞の影響があることも考慮した上で保全措置について検討してもらえれば」という意見がございました。事業者からは、「交通については警視庁と協議などを進めている。渋滞についても適切に対応していきたい」との回答がございました。

【水循環】の番号1として、「雨水浸透貯留施設は、タンクが満タンになったときは水を浸透させるのか、それとも下水に流すものなのか」という質問がございました。事業者からは、「浸透させるものになる」との回答がございました。

【水循環】の番号2として、「表の書き方について、浸透と貯留は分けて表記するほうがよいと思う」という意見がございました。事業者からは、「書き方を考えてみる」との回答がございました。

【日影】の番号1として、「図の凡例表記について変えるよう」意見がございました。事業者からは、「評価書で修正する」との回答がございました。

【日影】の番号2として、「日影規制線がかかる建物について、所有者と話し合いをしていなければ事前に話し合いをしたほうがよい」との御意見がございました。事業者からは、

「今後、建物オーナーと協議になると思う」との回答がございました。

【電波障害】の番号1として、「建物に隠れる地域の電波が散乱されて、電波が遅れること」について質問がありました。事業者からは、「電波が遅れることや、さらに広がる可能性について確認する」との回答がございました。

【景観】の番号1として、「高木の植え方によっては視認性を阻害しかねないので、配置や検討の具体化を期待する」、「歩道の幅員が少し狭いので、歩行者との兼ね合いに気をつけて高木に関して検討してほしい」との御意見がございました。事業者からは、「高木の配置は決まっていないが、視認性や交通安全については気をつけて配置を決定していきたい。歩行者動線についても配慮する」との回答がございました。

【史跡・文化財】の番号1として、「地下の掘削の範囲を詳しく説明してほしい」との質問がございました。事業者からは、「調査の結果、およそ4～5mに固い支持地盤があり、その上の土を地盤改良する工法を考えている。建物の平面の形の下を掘ることで話をしている」との回答がございました。

【史跡・文化財】の番号2として、「今出ている文字情報と図面の情報からは、一般の方には掘削の情報が見えてこない。そのあたりは記録として残してほしい」との意見がございました。事業者からは、「示し方は東京都と確認していく」との回答がございました。

【自然との触れ合い活動の場】の番号1として、「歩行者類交通量だが、自転車と歩行者を分けてもらえれば分析しやすい」との意見がございました。事業者からは、「歩行者と自転車に分けてカウントしているので、評価書で示す形で東京都と協議して決めたい」との回答がございました。

【温室効果ガス】の番号1として、「太陽光発電の設置場所と周辺への影響」について質問がありました。事業者からは、「太陽光発電は屋上設置すること、西側エリアへの反射について配置計画を気をつけてやっていきたい」との回答がございました。

【温室効果ガス】の番号2として、「営業時間は今後検討されるのであれば、エネルギー消費量を営業時間の違いでどれくらい差が出てくるのか提示予定があれば教えてほしい」との意見がございました。事業者からは、「営業時間は未定であるので検討していきたい」との回答がございました。

【その他】として、「周辺の踏切近辺での交通渋滞」についての意見がございました。

資料1の説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

前回の質疑応答について修正などがございましたら、先に御発言をお願いいたします。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

なお、事業内容や評価書案に関する質問については、この後、事業者の方との質疑応答の際にお願いしたいと思います。

先ほど資料1で紹介のありました項目ごとに、修正等の有無についてお伺いしてまいりたいと思います。

まず騒音・振動です。道路騒音、あるいは、渋滞の予測等についてでした。修正等がございますか。

○高橋委員 騒音・振動を担当しております高橋です。

特に修正はありません。よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

続いて、水循環です。雨水の浸透型であるのか否かといった点について御質問がありました。いかがでしょうか。

○飯泉委員 特に修正はございません。

○山下部会長 ありがとうございます。

次は、日影です。いかがですか。

○玄委員 大丈夫です。よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

次が電波障害です。

○尾崎委員 大丈夫です。

○山下部会長 大丈夫ですか。ありがとうございます。

続きまして、景観です。

○横田委員 特段問題ないかと存じます。

○山下部会長 ありがとうございます。

史跡・文化財についてはいかがでしょうか。

○水本委員 私のほうも特に問題ないかと思えます。

○山下部会長 ありがとうございます。

自然との触れ合い活動の場について、修正点のある方はいらっしゃいますか。

本日は特によろしいでしょうか。

続いて、温室効果ガス、太陽光発電についてです。

○山口委員 特に修正等はありません。よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

その他について、いかがですか。交通についてもよろしかったでしょうか。

○水本委員 よろしいですか。

○山下部会長 はい。修正事項についてお願いいたします。

○水本委員 全体を通じてなのですが、「〇〇とか」という表現がかなり見受けられるのですが、非常に口語的といいますか、「など」とするとか、日本語として非常にラフな言い方なのかなという気がしますので、表現についてだけ、一般の方に見ていただくような文書になるかと思うので、「とか」というよりも「など」という書きぶりのほうがいいのではないかと思いました。

その上で、もし限定できるなら、もちろんその言葉も要らないのではないかと思います。すみません。

○山下部会長 御意見ありがとうございます。

事務局にお伺いしますが、今の御修正の意見についてはどのように扱ったらよろしいでしょうか。

○藤間アセスメント担当課長 取扱い等も含めまして御相談させていただければと思います。

○山下部会長 分かりました。

その上で、今後まだございましたら、御意見いただければと思います。

今日はこの形で先に進めさせていただきます。

続きまして、事業者の方におかれては、何か補足、修正等はございますか。

○事業者 画面を映させていただきまして、補足いたします。

○山下部会長 お願いいたします。

○事業者 まず、上からになります。埋蔵文化財の2番目の質問だったと思いますが、今回の地下掘削の範囲を明確にしてほしいという話がありましたので、これは評価書に地下掘削の範囲、地盤改良の4m、立川礫層まで、及びそれに伴う埋蔵文化財の調査範囲という形で、図面を追加した形で評価書に記載したいと思っています。

○山下部会長 はい。

○事業者 それと、中段のほうに電波障害とありますが、電波障害は、電波障害を実際やっている会社に確認したところ、反射波の発生はあると思います。ただし、アナログ時代は

反射波が映像評価に反映して画質劣化の一因となっておりますが、デジタル電波は性質上、反射波に対して耐性が非常に強いとのことで、画質劣化にまでは至らないというのが通説だということで、この会社でやっていただいているのが何件か、関東近県いろいろありますが、その中で、そういった反射障害で画質が受信不能となった例はないという形になります。

ただ、これは事例としてはないという形なので、これは工事中、評価書案でも示していますように、工事中だったり供用後だったり、問合せ窓口を設けまして適切に対応していきたいと考えております。

それと、温室効果ガスの最後のアミューズメントで時間が長くなることによって予測できるかという形なのですが、現状で最長の時間で予測しておりますので、これよりさらに増えるということはないのですが、今後、時間が決まりましたらまた中身をお伝えしたいと考えております。

以上になります。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいまの事業者の補足説明について、委員の方から特に御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

(無し)

○山下部会長 それでは、続きまして、事業内容や評価書案について、事業者の方との質疑応答をこれから行うことといたします。

委員から御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 史跡・文化財担当の水本です。

先ほどの補足でありましたとおり、事業者のほうで非常に私の先日の質問に対してよく対応いただいたようでして、それとともに、教育委員会との連携も今もう既に図られているようですので、引き続きこのままの御対応をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

○事業者 よろしく申し上げます。

○山下部会長 水本委員、それでよろしいですか。

○水本委員 はい。このままやっただけだと思います。よろしく申し上げます。

○山下部会長 分かりました。

ほかに御発言なさる委員の方は挙手をお願いしたいと思います。

本日御出席の選定項目を御担当なさっている委員で、さらに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいませんか。もう十分よろしいでしょうか。

(無し)

○山下部会長 事務局におかれて、本日欠席されている委員からコメントなどを預かっていらっしゃいますか。

○藤間アセスメント担当課長 特にコメントはいただいておりません。

○山下部会長 分かりました。

大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、景観、電波障害、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスが本事業の選定項目となります。御担当されている委員、あるいは、それ以外の委員で、事業者の方に対して、どのような点でも御質問や御意見、よろしいでしょうか。

特に御発言の御希望はございませんか。

(無し)

○山下部会長 分かりました。ほかには本日特に御発言がないようですので、本日の審議はこれで終わりたいと思います。

事業者の皆様、本日は御出席、また補足説明をいただきましてありがとうございます。

本日はこれで御退室いただいて結構でございます。

(事業者退室)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、私から本件に関する今後のスケジュールについてお知らせいたします。

本日審議を行いました「(仮称)府中朝日町商業施設計画」でございますが、見解書の縦覧は11月19日まで、「都民の意見を聴く会」の公述人の申出期間が11月20日までとなっております。

また、12月15日に「都民の意見を聴く会」が行われる予定となっております。

参加される委員の方におきましてはよろしくお願いいたします。

○山下部会長 承知いたしました。ありがとうございます。

事務局にお伺いいたします。本日の次第2の質疑及び審議にこのまま移ってよろしゅうございますか。

○藤間アセスメント担当課長 よろしくお願ひいたします。

○山下部会長 それでは、続きまして、「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方はどうか御入室ください。

(事業者入室)

○山下部会長 よろしゅうございますか。

「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価書に係る質疑及び審議を行います。

本事業の審議につきましては、5回審議予定の本日が3回目となります。

事業者の方の御出席は今回を含めてあと2回予定しています。

本日、今回は3回目の審議となりますので、委員の皆様には、前回の御議論を踏まえて、御担当いただいている評価項目について、十分に議論を深めていただきたいと考えております。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容及び「都民の意見を聴く会」の概要を説明していただきます。

事務局からの御説明の後、質疑応答内容の確認、「都民の意見を聴く会」についての出席委員からのコメントをいただき、その後に事業者に対する質疑を行います。

御準備ができましたら、事務局から資料の説明をお願いいたしたく思います。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、事務局より資料の説明を申し上げます。

10ページの資料2-1を御覧ください。

資料2-1は、過去の記録に加えまして、10月の部会における審議の内容を追加したものととなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、【大気汚染】【日影】【景観・その他（緑化計画）】【史跡・文化財】【廃棄物】【温室効果ガス】【その他】の順序でまとめており、10月部会の意見等は合計15件ございました。

前回の指摘、質問事項は取扱い欄に前日の付として「10/20」と記載してございます。要約して内容を御説明いたします。

【大気汚染】の番号2の補足説明として、事業者より、「現工場と新工場の排出ガス想定濃度」について提出がありまして、「実測値は自己規制値に比べて全て低い値となっており、環境に与える負荷は低く抑えられていると考えている」との説明がございました。

【大気汚染】の番号3として、「焼却能力が2倍になり、排出濃度はこれまでどおりだ

と思うが、排出総量も2倍になるのか」との質問がございました。事業者からは、「排ガス量も増えるが、通常稼働時は示している排出濃度よりかなり低い排出濃度で運転している。今回示している排出濃度は、操業時の最大値として書いており、最大値となった場合で評価している」との回答がございました。

【大気汚染】の番号4として、「煙突を高くすることが排気対策になると思うが、高さを100mのままとする理由」について質問がありました。事業者からは、「風洞実験等により問題ないことを確認している」との回答がございました。

【日影】の番号1として、等時間日影図で取扱い規定があるなら、その規定を追加してもらいたい。図中の灰色の点線について質問がございました。事業者からは、「規定を追加することを承知。点線は用途地域の境の区分を示していること」との回答がございました。

【景観・その他（緑化計画）】の番号1の補足説明として、「現地確認を行った結果、世田谷美術館越しに見えるのは世田谷市場の建物だけで、煙突の一部以外、清掃工場建屋はほとんど見えないことを確認。建替後も現状と見え方は変わらないと予測する」との説明がございました。

【景観・その他（緑化計画）】の番号4として、「樹木の除去対象範囲の根拠が不明確であり、本数についても記述がない。最大影響を見積り、どれだけ低減できるかという議論を客観的に行うのがアセスであるから、何本残せるのかなどできる限り数値化し、予測評価等を行うべき」との意見がございました。事業者からは、「計画策定の際のプラントメーカーの提案の中で最大範囲を採用したものであり、業者決定後になるべく残す方向で計画していきたい。数値化できるかも含めて改めて検討する」との回答がございました。

【景観・その他（緑化計画）】の番号5として、「緑化計画で追加的な緑化措置は環境対策として重要で、緑化をちゃんと取り入れた良い環境対策をしてもらいたい」とのコメントがございました。

【景観・その他（緑化計画）】の番号6として、「伐採対象樹木が工事対象外のエリアにも存在しており、完了後も緑地帯のままであるのに伐採対象となっているのはどのような理由なのか」との質問がございました。事業者からは、「洗車棟があり、工事をした場合は除去対象となっていること」や、「材料置き場として使う計画もあるが、業者が決まったらなるべく影響が少なくなる方向で計画したい」との回答がございました。

【景観・その他（緑化計画）】の番号7として、「景観調査の将来図の壁面の色」につ

いて質問がございました。事業者からは、「色彩の都合であり、壁面緑化ではない」との回答がございました。

【史跡・文化財】の番号2の補足回答として、「本計画での掘削範囲は、現在の工場を建設した際のSMW、ソイルセメント連続壁を施工し掘削した範囲内に収める計画であり、新たに文化財等が発掘されることはないと考えるが、発見された際には関係法令に基づき適切に対応する」との回答がございました。

【廃棄物】の番号1として、「伐採樹木について範囲、面積のみ書かれており、量についてカウントしなくてよいのか」との御意見がございました。

【温室効果ガス】の番号1として、「ガス化熔融炉からストーカ炉に変更となるが、変更による温室効果ガスの削減量見込み」について質問がありました。事業者からは、「計画施設と既存施設の総排出量比較を載せており、現状の焼却量をもとに再検討してお示する」との回答がございました。

【その他（施工計画）】の番号1として、「解体時のダイオキシン対策について、水の観点からの対策について伺いたい」との質問がございました。事業者からは、「関係法令に準拠し焼却炉の洗浄を行い、ダイオキシン類が外に漏れないよう作業を行う」との回答がございました。

【その他（事業計画）】の番号2として、太陽光発電の計画値や太陽光パネルの設置場所について質問がございました。事業者からは、「事業者が決定して容量は決まるが、少なくとも記載の容量は確保すること」、「工場屋上に設置する予定である」との回答がございました。

【その他（事業計画）】の番号3として、洗車棟からの排水は下水道へ接続するのかという御質問がございました。事業者からは、「工場棟の汚水処理へ送り、処理してから排水される」との回答がございました。

資料2-1の説明は以上でございます。

続きまして、20ページ、資料2-2を御覧ください。

11月5日に「都民の意見を聴く会」が開催され、3名の公述人により公述が行われました。その内容について御説明いたします。

公述の内容は、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物、その他（施工計画）等に分けられました。要約して御説明いたします。

まず、水質汚濁についてですが、「排水計画について、プラント排水は凝集沈殿ろ過方

式で重金属類やダイオキシン類を処理しているが、P F A S への対応が不十分。P F A S 除去で有効とされている活性炭カートリッジの利用が増え、今後可燃ごみとして廃棄量が増えた場合にろ過方式では処理が十分でない可能性があり、検討願いたい。また、污水対策でも同様に重金属類・粒子状物質除去について引き続き対策を求める」との意見がありました。

次に、土壤汚染についてですが、「新たな土地への汚染の拡散の可能性について、おそらく、ごみの焼却のところをいじるので、汚染土壤が生じるのではないかと思われる。この評価について疑問を感じる」との意見がございました。

次に、廃棄物についてですが、「建設発生土の排出量、再利用、処理・処分方法について、受入れ基準を満たさない場合は、関係法令に従って適切に処分することとしているが、その際は区民への迅速な通知と、事前に処分案を公表することを求めます。どのように処分をするのかというところも事前に案を出し、それにのっとって適切に処分していただきたい」との意見がありました。

次に、その他（施工計画）についてですが、「世田谷清掃工場では、過去にダイオキシン類を含む排ガスの漏れを繰り返しており、建屋や炉周辺が汚染されていることから、通常の解体手順による解体では、ダイオキシン類が周辺に飛散するおそれがある。そのため、建屋全体の汚染を前提に解体計画を見直し、工場全体を仮設の天井つきの養生で覆って粉じん対策を行う」、「ダイオキシン類、アスベストの濃度も測定し、結果を公表すること」、「再使用する煙突はアスベストの養生、除去方法について説明を求める」といった意見がございました。

次に、その他（事業計画）についてですが、「煙突外筒の再使用について、建設年数の公表、災害への耐久性・安全性について具体的な根拠の提示」、「当初の計画どおり外筒も解体し、アスベストのない安全な素材で建替えてほしい」、「焼却量が2倍になればCO<sub>2</sub>排出量も2倍となり、有害物質の排出量も増え、環境保全の見地から認められない」、「焼却処理を必要最小限とし、CO<sub>2</sub>削減に寄与する取組に転換すべき」、「解体工事や建設工事期間だけでなく、稼働後も常に区、区民、都民が清掃工場の状況をいつでも確認できるよう情報公開を求める」、「『廃棄物の処分』では、汚泥をごみとともに焼却処分することや、重金属溶出試験やダイオキシン類などの定期的な測定を行い、埋立て基準に適合するか確認する旨が記載されているが、焼却処理による安全性について疑問があり、測定値が基準を超えた場合の対応について、最新技術による事前対策を検討してほしい」と

いった意見がございました。

その他（緑化計画）に関する意見がございました。

資料2-2の説明については以上となります。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から前回の10月の審議内容及び「都民の意見を聴く会」の概要を御説明いただきました。

まず、前回の質疑応答について、修正等がございましたら、御発言をお願いいたします。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

なお、事業内容や評価書案に関する質問、意見については、この後の事業者の説明の後にお願いをいたします。

それでは、まず、前回の質疑応答の内容について修正等はございますでしょうか。今概要説明のありました項目ごとにお伺いしてまいります。

まず、大気汚染についてはいかがですか。修正等ございますでしょうか。

特に御発言ございませんか。

(無し)

○山下部会長 進みますので、また最後何かございましたら御発言くださいませ。

2点目、日影です。いかがでしょうか。御修正がありましたらお願いいたします。

○玄委員 今のところでは、記載したものについては問題ありません。

○山下部会長 ありがとうございます。確認されてありがとうございます。

続きまして、景観、緑地計画です。

○横田委員 特に記載に問題はないかと思えます。

○山下部会長 ありがとうございます。

続きまして、史跡・文化財についてはいかがですか。

○水本委員 私も今回の記載は問題ないと思えます。よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

廃棄物についても特に御意見等はございませんでしょうか。

私のほうでも確認させていただきました。

続いて、温室効果ガスです。いかがでしょうか。

○山口委員 私のほうは特にございません。

○山下部会長 ありがとうございます。

その他でございますが、施行計画、ダイオキシンの流出その他についていかがですか。あるいは、事業計画、太陽光発電、あるいは、洗車棟からの排水処理等について御質疑がございました。修正等はございませんか。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 この項目は私の担当ではないのですが、確認です。最後のところで、事業計画のほうで「事業者」という言葉が2回出てくるのですが、上のほうの「事業者」というところは、今計画されている事業者ではない施工とかそういったことだと思いますが、ちょっと書き方として、今こちらにおられます事業者さんと、今後出てくる事業者さんとは言葉が少しややこしいので、「施工」とかそういう言葉は補足可能なのでしょうか。それだけお伺いしたいと思います。

○藤間アセスメント担当課長 事務局のほうで事業者と相談しまして修正したいと思います。

○水本委員 よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに記載内容、あるいは、表現等について御修正を希望される委員はいらっしゃいますか。

(無し)

○山下部会長 大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

これにつきまして、事業者の方については何か補足がございますでしょうか。

○事業者 ございません。

○山下部会長 ありがとうございます。確認をいただきました。

それでは、続きまして、資料2-2に移ります。

資料2-2の「都民の意見を聴く会」について、御出席いただいた荒井委員から御意見をいただきます。

本日、荒井委員は所用により御欠席ですので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、荒井委員からのコメントを読み上げます。

本件建替事業に当たり、世田谷清掃工場の過去の事故についての言及が多かった。事故の内容としては、2011年と2014年から15年に炉室内で高濃度ダイオキシン類が検出され、原因はガス化溶融炉の構造的複雑さとシール材劣化によるガス漏洩とされている。報告書によると、敷地外への漏洩はなかったが、長期停止や大規模改修が必要となった。

こうした背景もあり、「意見を聴く会」では「いつかまた漏洩事故が起きるのではない

か、毎日不安と背中合わせで生活している」といった意見があった。

以上を踏まえて、建替工事に際して留意点が2つある。

1つ目は、情報公開と信頼性の向上である。過去の事故では情報公開不足が住民不信を招いたため、透明性確保は必須である。清掃工場は近隣住宅地、公園に近接する立地条件から合意形成が安全性と信頼性の鍵である。

2つ目は、労働安全、粉じん対策である。作業員のみならず、地域住民の安全と環境保全のため、粉じん対策を徹底すること。これらの対策は過去の清掃工場事故による不安を払拭し、地域との信頼関係を築くために不可欠と考えます。

御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、これから事業内容や評価書案について、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。

委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。

なお、本事業について、選定項目としては、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、景観、電波障害、廃棄物、温室効果ガスが選定されています。

これに限りませんが、御担当されている委員、あるいは、その他の委員から御質問等がございましたら、どうか有意義な議論をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

玄委員、お願いいたします。

○玄委員 日影を担当している玄です。

今、評価書案のPDFでいうと406ページを見ていただけないでしょうか。

○山下部会長 どのような項目については御質問ですか。

○玄委員 日影に関するもので、等時間日影図を表示していただきたいと思いますが、この406ページだと思います。

○玄委員 図8.7-8(2)です。煙突を含むときの日影図です。

○石井アセスメント担当課長 379ページですね。

○玄委員 今、左上のコーナーのところがあるのですが、一応こちらから見ると、一部日影規定に満足しないところがあるのですね。今赤色のラインのほうが規制される範囲の5mラインでありまして、今この赤色ラインの外側に2.5時間という等時間図があります。

で、このピンクの色になっているところが赤い線の外側にあるので、この図については、

これが規定を満たしていないところですね。

今、敷地境界線となっている黒い線がありますよね。なので、その外側に影がほかの敷地のところにも表示されていることから見ると、これが満たしていないところですので、事業者のほうでこちらの件について、外側の建物の所有者と既にお話しできている状況でしょうか。

○山下部会長 お願いいたします。

○事業者 こちらのほうを回答いたします。

こちらですが、図8.7-8(2)については煙突を含む日影図となっております、煙突のほうは工作物となっておりまして、法的な日影の対象外となっております。

その前の図8.7-8(1)のほうを御覧いただきたいと思いますが、こちらのほうで判断していただくと、法律的に収まっていることが確認できるかと思えます。

煙突のほうは工作物となりますので対象外ということで御理解いただけたらと思えます。

○玄委員 そういうふうに行っているんですね。

敷地外のそちらの方には、実質、日影時間が長くなりますよね。それで問題ないですか。何か、煙突が元よりも高く、煙突を含むとそちらが、日影時間が今基準を満たしていないようなのですが、一応工作物ということで除外になるということは、そちらの方は認識しているのですかね。

もしくは、事前に交渉したほうがいいかなと思っているのですね。実質、煙突ありかなしか関係せずに、そちらにいる方に対しては一応、日影規定を満たしていない日影が生じるわけなのです。ほかから見ると。そこは煙突かどうか関係せずに考えていくと。なので、法律的にこういうことだよというのを事前に説明をしたほうがいいのではないかと思います。

○事業者 補足して説明させていただきます。

こちらの建物ですが、現在、民家ではなく、倉庫となっております、テント張りのような倉庫となっております、民家ではございません。既設の工場も同じような形で影が落ちているということになっております。

○玄委員 私のほうからも、今既にそちらの土地利用は準工業地域というのは確認しています。でも、その基準に当てはめても一応、日影規定を超えている時間が発生しているのですね。

もし万が一、今のところでは、そこは先ほどおっしゃっているとおり倉庫なので、そう

いうふうに判断したとしても、万が一そちらの所有者が何か話をしたときには、ちょっとトラブルになる可能性もあるのではないかということです。

よかったら、そちらの中にも事実のことは伝えていたほうが後々の、いろいろトラブルの解消にもなるのではないかと考えています。

今そちらの基準は準工業地域として既に見ているのですね。それが第一種の中高層住居専用地域とかそれではなく、準工業地域としての基準と比較したところで満たしていないということですね。

○事業者 御意見を踏まえまして、対応のほうを考えていきたいと思います。

○玄委員 お願いします。

あと、今こちらについては、敷地境界外のほうはここで判断できるのですが、敷地内で見ると、特に北側のほうは長時間になっているところがあるのですね、日影が。

ただ、今ここで気になるところは、今こちらの計画を見ると、北側に樹木を植えるという計画になっています。つまり、北側のほうは緑地ということですね。

あと、樹木も植えていることも評価書案から確認できているので、樹木の選定には影に強い木、そういった種類を選択するようにお願いできればと思っています。そういう樹木の種類などについては検討しているのでしょうか。

これが冬ですので、ちょっとどうなるかというのものもあるのですが。

○事業者 こちらにつきましては、樹木の検討は今後、工事業者が決まってからになります。その点を踏まえて適切に検討していきたいと思います。

○玄委員 そうですね。北側の緑地計画においては、ぜひ樹木の成長環境を考えた上で種類の選定、そして、樹木を植える間隔とか、あとは建物からの距離とかも決めていただければと思っています。よろしくお願いします。

私からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いできますか。

○横田委員 先に尾崎委員が手を挙げられていると思いますが、よろしいですか。

○山下部会長 関連された質問かと思ひまして。

○横田委員 ではすみません、緑化に関する事です。

緑化計画についてお伺いしていたのですが、除却される樹木の本数に関して、次回御回答いただけるというようなお答えを前回いただいたような気がするのですが、除却の規模

に関する本日の回答というものはあるのでしょうか。

○事業者 はい。こちらは、前回の御意見、あと「都民の意見を聴く会」について出た公述意見もまとめまして、全て回答のほうをまとめて来ましたので。

取りあえず緑化の部分に関して御回答させていただきます。

まず、緑化計画について、こちらの回答は、景観・その他（緑化計画）の番号2、3、4、6、次第2-1のですね。あと、「都民の意見を聴く会」の公述意見の6 その他（緑化計画）の（1）にも関連する回答になるかと思えます。

これまでの審議会において、審議する必要な情報が足りないという御指摘がございましたので、図面を追加させていただき御説明させていただきます。

まず、前提となる現状の緑化の状況です。

こちらの図のほうを御覧ください。

こちらは現在の工場における全体の植栽状況となっております。

ここから工事により除却対象となる樹木のみを評価書案に記載しておりました。

評価書案では現在の樹木を載せていなかったため、全体像がつかめないものとなっております。

具体的に選定方法を御説明させていただきますと、こちらの図のほうを御覧ください。

この図の色のついた網かけ部分が工事施行計画上、伐採の対象とした範囲となり、その範囲以外の樹木は残す計画としております。

これまでの審議会でも回答させていただきましたように、この色がついた範囲を伐採範囲と考えておりますが、今後、工事事業者からの提案や樹木医の判断等を確認し、なるべく樹木を残す方向で工事を進めていきたいと考えております。

また、色がついた部分がなぜ工事施行上伐採が必要になるかを説明させていただくと、工場の周囲につきましては、工事で使用する大型重機の設置、解体廃棄物やプラント機器の搬出入で使用する動線などを計画しており、安全を確保するために必要な範囲となっております。

それ以上に拡大しているところは、例えば北側、緑色の部分なのですが、工事現場事務所の設置、あと西側、水色の部分につきましては、既設タンクの解体や、埋設されている引込配管、世田谷美術館への熱供給配管などを工事するために伐採が必要になると考えております。

また、樹木の種類、本数等を数値化した情報を示すようにという話でしたので、御回答

いたします。

サクラ、ケヤキ等の高木、準高木は、現在約250本あり、除去対象は約100本、約40%の除却を想定しております。

サザンカ、ヤブツバキ等の中木は、現在1,400本あり、除去対象は約270本で、約19%の除却を想定。

サツキ、ツツジ、ビヨウヤナギ等の低木は現在6,500本あり、除去対象は約4,200本で、約64%の除却を想定しております。

現在の計画での想定ではありますが、工事完了後の緑化についてはアセスの趣旨を鑑み、可能な限り緑化を推進していく方向で工事業者と相談し対応してまいりたいと考えています。

回答としては以上となります。

○山下部会長 横田委員、いかがですか。

○横田委員 御回答ありがとうございます。

影響についてと、事後の対処についても承知したのですが、事後の緑化計画に当たっては、東京都の緑化計画書制度、世田谷区が条例で運用されているということですが、一元化された手続の中で、おそらく緑化計画書に沿っていくと、標準の高木の密度と申しますか、これが10㎡あたり高木1本、中木2本、低木3本という標準が示されていると思いますが、そういう標準の樹木密度の形で緑化をし直していただくというような理解でよろしいのでしょうか。

○事業者 はい。緑化計画に従って対応していきたいと考えております。

○横田委員 先ほど樹種選定も話題になりましたが、「都民の意見を聴く会」にあったとおりで、緩衝植栽としての機能が一時的にでも低下しますし、その後少し高木の生育に時間を要すると思いますので、樹木密度を確保していただいて、きちんと捕植をしていただきたいと思います。

あと、大気汚染物質に対してきちんと強い樹種を選定していただいて、フィルターとしての役割をきちんと回復していただきたいと思います。そういった趣旨での緩衝植栽のきちんとした機能回復をお願いしたいと思います。

そのあたりを世田谷区もしくは東京都と緑化計画の在り方についてきちんと届け出等で対応していただきたいと思います。

以上です。

○山下部会長 緑化密度と、具体的な御指摘、御意見をいただきました。ありがとうございます。

○横田委員 あとはすみません、次回回答いただけるという内容は先に多分回答いただいたほうが、我々、回答いただけるのかどうなのかというのを考えながら質問しなければいけなかったのも、もしそういった御準備があるようでしたら、先に回答いただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○山下部会長 進行等については打ち合わせたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、尾崎委員、大変お待たせいたしました。お願いいたします。

○尾崎委員 はい。電波環境、それから、電気関係も専門としております尾崎と申します。よろしく申し上げます。

先ほどの水本委員、それから、玄委員の関係で気になったのでお聞かせいただきたいのですが、今日の資料2の17ページのところに太陽光発電について、計画値が8.9万kWh/年と書いてあって、太陽光パネルをどこに設置するのかという質問事項に対して回答いただいているのですが。

まず、太陽光発電というのは、計画値8.9万kWh/年というこの数値の算出根拠はどの程度でこの数値になったのでしょうかというのがまず1点と。

先ほど玄委員からもあったと思いますが、日影という関係もして、多分、エネルギーという、効率というものも多分あると思いますね。太陽光が当たって電力が供給できるという点もあると思うので、その太陽光発電の電力量でちゃんとこのエネルギー計画を網羅できるのかどうかという点。

多分、先ほどあった「都民の意見」にも「CO<sub>2</sub>削減に転換すべき」という意見もございましたので、その点をお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

お願いいたします。

○事業者 資料編の217ページを御覧ください。

こちらのほうで太陽光発電の算定をしているという状況となっていて、環境影響評価書案では8.9万kWを置くという計画としております。

あと、エネルギー計画のほうですが、その上の表8.11-4にございまして、ごみの発電量がとても大きいので、そちらのほうで賄えると考えております。

○尾崎委員 太陽光パネルの設置という意味でいうと、イメージ図がどこかに出ていたと思いますが、評価書の27ページの絵が出ている。こんな形で埋めるということになる。

隣の上、右側も全部これ埋めているのですか。手前のところしかこれって太陽光パネルを設置していないという理解なのですか。絵が分かりづらいのですが、手前に青いパネルがいっぱい敷きつめられているというだけで、ほかのところの屋上には設置しないという理解でよろしいでしょうか。絵がイメージ図なのであれなのですが。

○事業者 こちらの図面ですが、確かに太陽光パネルが載っているところがありまして、例えば奥の部分は、自然光を取り入れるための天窗を計画してあります。

例えば右側のちょっと濃いところがあるのですが、それは排気復水器とあって、空気を熱交換させる道となっていますので、逆に何も無いという、空洞となっているところとなっております。

○尾崎委員 ということは、太陽光パネルを設置できるのは絵の手前の屋上しかないという理解でよろしかったですね。

○事業者 今のところはそのような計画で計画しております。

○尾崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○山下部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御質問のある委員はおられませんか。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 温室効果ガスを担当しています山口です。

前回のときに御説明はあったかもしれないですが、今ちょっと関連してなのですが、エネルギー発生量ということで、ごみの発電量を含んでという計画になっていてというところが分かったのですが、熱利用のようなところの検討はされていて、どこかにそういった記載はありますでしょうか。

利用されないということであれば、検討したけれどもそういう状況にないということかもしれないですが、前回までの御説明の中に含まれていたか確認させてください。

○事業者 はい。熱のほうは計画しておりまして、評価書案の38ページを御覧ください。

6.2.2.3 エネルギー計画。

○山口委員 はい。

○事業者 すみません、34ページでございます。6.2.2.3 エネルギー計画。こちらにあります。

○山口委員 美術館のほうの熱供給を計画されているということですか。

○事業者 はい。熱利用としては、発電を行うとともに、場外に世田谷区立の美術館がありますので、そちらへ熱の供給を行う予定としております。

○山口委員 分かりました。

確認させていただきました。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに、どのような項目でも結構です。御質問、御意見、委員からございませぬか。よろしいですか。

それでは、おそれ入りますが、私山下、法律委員でございますが、1点コメントさせていただきたいと思ひます。

ただいま委員からの前回からの質疑内容、それから、「都民の意見を聴く会」で既に指摘されたとおりでございませぬが、本事業が既存の清掃工場、稼働中であつた清掃工場の建替工事であるという事業の性質、立地の条件、今までの稼働において、例えばガスの漏洩事故があつた等の経緯等を踏まえて、「都民の意見を聴く会」でも多くの御懸念が示されているという点にぜひ御配慮いただき、出席された荒井委員の御指摘のとおりでございませぬが、まず情報公開、透明性を図ることと、それから、粉じん対策、あるいは、ダイオキシン等の流出のないように、労働安全と、それから、敷地外への環境曝露の発生しないように、十分な御配慮をさせていただきたいと思ひますので、改めて触れさせていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

○事業者 はい。適切に対応いたします。

○山下部会長 事務局のほうで、本日欠席されている委員からコメントなど預かつていらつしゃいましたら、お願ひいたします。

○藤間アセスメント担当課長 お預かりしているコメントは特にございませぬ。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御発言がないようございませぬので、本日の審議はこれで終了いたします。

事業者の皆様、大変ありがとうございました。

事業者の皆様はどうぞ御退室ください。

○事業者 すみませぬ、前回持ち帰りました項目と、あと「都民の声を聴く会」の公述意見につきまして、回答等を用意してきたので、説明してもよろしいでしょうか。

○山下部会長 はい。ぜひお願いいたします。

○事業者 ちょっと1点だけ、先ほどのお話のところ。

日影のところで煙突の影が越えているというようなお話でございましたが、準工業地域の部分ですので、法的には越えていないというところになっておりますので、その点は内容を修正させていただければと思います。失礼いたしました。

○山下部会長 ほかに御説明等、御準備できましたらお願いいたします。

○事業者 はい。それでは、前回審議会で持ち帰りました項目、あと「都民の意見を聴く会」の公述意見について回答を申し上げます。

まず、日影の1について回答いたします。

変更届の104ページを御覧ください。

こちらは、5mラインと10mラインについて前回御質問がありました。

根拠法令なのですが、建築基準法第56条の2、日影による中高層の建築物の高さの制限の3項にありまして、敷地や道路に接する場合の緩和措置となります。

詳細につきましては、建築基準法施行令の第135条の12の3項に記載がございまして、建設物の敷地が道路に接する場合においては、敷地境界線の道路の幅2分の1だけ外側、いわゆる道路中心にあるものとみなすことができます。そのため、敷地の北側の道路では、道路中心を敷地境界線とみなし、5m、10mラインを設定しております。

さらに、道路の幅が10mを超えるときの規定もございまして、道路の反対側の敷地境界線を5mラインとみなすものとされています。よって、環八道路は道路の反対側の敷地境界に5mラインを設定しております。

5mライン、10mラインの根拠につきましては以上となります。こちらにつきましては評価書へ記載するようにいたします。

次に、景観その他の緑化計画5について回答いたします。

「屋上の太陽光パネル以外の屋根面積を使用して、緑化を用いて雨水の流出抑制を行ったほうがよい」という御提案をいただいたところですが、雨水の流出抑制という意味では、建物屋上に降った雨については雨水利用貯留槽に貯留し、ろ過処理の上、掃除用水や道路散水など雑用水に使用いたします。

本計画では雨水流出抑制をするだけでなく、雨水を積極的に再利用する計画にもしておりますので、御理解いただけたらと思います。

次に、廃棄物の番号1について御回答いたします。

先ほどお見せしました図2でございます。

少々お待ちください。

色がついた網かけ部分を伐採対象と計画しており、変更届の149ページではその部分の面積を伐採面積として記載しております。

前回説明が不足しておりました緑化についての廃棄物量について御説明いたします。

廃棄する樹木の量については、変更届148ページの表5.3-6-2(1) 排出される廃棄物等の排出量、再資源化量に「木くず」として計上しております。

こちらの表の廃棄物量の推計に当たっては、評価書案で記載したとおり、直近で建替え工事を行った4工場の事後調査報告書より排出原単位を求め、予測評価をしております。木くずについて、この表に含んでおりましたので、御理解いただければと思います。

また、伐採面積につきましては、東京都環境影響評価の技術指針において、伐採量の把握に必要な事項として、伐採対象となる樹木等の面積等と記載がありましたので、評価書の案に載せておりました。

しかし、今回の評価では過去の工事实績から排出原単位を求めているため、伐採面積は廃棄物量の根拠として使用しておりませんので、評価書からは伐採面積の記載を削除したいと考えております。

次に、温室効果ガスの番号1について御回答いたします。

前回の審議会でご説明した評価書案資料編の219ページの表は、既存施設の年間ごみ焼却量を基準に、計画施設で同じ量を焼却した場合の温室ガス発生量を参考として記載しておりました。

御指摘のとおり、計画施設でごみ焼却をする量との比較ではないため、分かりづらくなっておりました。今回、計画施設で計画ごみ量を焼却した場合と、既存施設を比較できるように表のほうを作り直しました。

こちらの表のほうを御覧ください。

表の上から7から12段目あたり、温室効果ガスの排出量を御覧ください。

ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量は、焼却量増加に伴い、御指摘のとおり、約80,000t-CO<sub>2</sub>から190,000t-CO<sub>2</sub>に増加いたします。しかし、電力使用に伴う排出量につきましては約12,000t-CO<sub>2</sub>から10,000t-CO<sub>2</sub>に、都市ガス使用に伴う排出量は約16,000t-CO<sub>2</sub>から約400t-CO<sub>2</sub>に、合計1,400t-CO<sub>2</sub>削減する予定となっております。

また、表の一番下を御覧ください。

ごみを100 t 焼却した場合の温室効果ガスの排出量です。

こちらで見ますと、既存のガス化溶融炉では、ごみ100 t を焼却すると108t-CO<sub>2</sub>の温室効果ガスを発生していたのですが、計画施設のストーカ炉では86.1t-CO<sub>2</sub>の予測となり、ごみ焼却100 t 当たり21.9t-CO<sub>2</sub>の温室効果ガスが削減できると見込んでおります。

こちらは炉形式が変わったことだけでなく、発電効率の向上も寄与しているものと考えております。

なお、表の数値でございますが、既存施設にある灰溶融炉は平成28年から停止しているため、この数値は灰溶融炉分の温室効果ガスは含んでおりません。

また、清掃一組では23区全体のごみを処理しており、温室効果ガスの排出につきましても23区全体で見えております。よって、温室効果ガスの排出ガスが少ない計画施設が稼働することにより、23区全体としては温室効果ガスの排出削減につながると考えております。

説明の順序が前後して大変申し訳ございませんでした。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、前回の審議会で御意見等をいただきました点、また、「都民の意見を聴く会」に対しての事業者からの御回答、説明をいただきました。

この点、今の御説明を踏まえて、改めてこの場で御質問あるいは御意見のある委員はいらっしゃるでしょうか。

横田委員、お願いします。

○横田委員 先ほどの樹木関連で御回答いただいた内容に加えて、廃棄物の件で樹木の件がございましたので、それに関してコメントさせていただきたいと思います。

伐採樹木の範囲について、「廃棄物量の根拠とはならないので記載を削除する」とのことでしたが、もしそうでしたら、ここに記すのではなくて、緑化計画のところの変更届ですと58ページですよ。除去する樹木のところも値として、伐採樹木の概要を記載しておいていただくということがよろしいのではないかと思います。

樹間の絵しかございませんので、面積的な情報を今回、こちらの記載項目と、先ほどお見せいただいた影響範囲ですね。こちらのところで具体的に数値とともに把握できる状態にさせていただきましたので、評価書におきましては除却対象樹木の具体的な根拠として、まとめた形で記載いただくのがよろしいかと考えます。御検討をお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事業者 面積につきましては、記載する方向で検討していきたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに御発言のある委員はいらっしゃいませんか。

よろしいでしょうか。

(無し)

○山下部会長 事業者の方につきましても、本日御用意いただきました資料等についてはこれで全て御説明いただいたと考えてよろしいですか。

○事業者 すみません、用意したものは以上となりますが、先ほどの日影の関係の部分、記録に残るものですので、改めてもう少し御説明をさせていただきたいのですか、よろしいでしょうか。

○山下部会長 お願いします。

○事業者 それでは、先ほどの評価書案の中の379ページの日影の部分。

先ほどもちょっと申し上げましたが、煙突の影が2時間と2.5時間というのが、10mラインを超えているのではないかというようなお話をいただいたところでございます。

下の凡例のところ、右側に表が載っていますが、地域の一番下、ここは準工業地域になりますので、ここが適用されるということになりますので、規制されるラインとしては、5mのところは4時間と5時間の部分のみということになりますので、こちらのほうは2時間、2.5時間のところは超えているというのは、直接法のほうには規制されないということになりますので、その点は御理解いただければと存じます。

以上でございます。

○山下部会長 分かりました。

事務局のほうで記録の記載等については後ほど御整理いただければと思います。

そのほか特にございますか。

今手が挙がりましたね。どなたでしょうか。山口委員。

○山口委員 山口ですが。

今計算結果を見せていただいた資料自体は、今日いただいているものの資料とかには入っていないのですか。今ここで閲覧するというだけになるのでしょうか。

温室効果ガスの排出量の資料だと219ページにあったものの差替え版だと思われるのですが。

○事業者 はい。現資料では載っておりません。後日提出する予定となっております。

○山口委員 後日に確認ができるということでもいいのでしょうか。今日は一応御回答いただ

いたということで、資料としては後日、こちらでもしっかり見せていただけるということ  
でよろしいですか。

○事業者 そのとおりでございます。

○山口委員 分かりました。ありがとうございます。

○山下部会長 次回の部会までには御提出いただけると考えてよろしいですか。

○事業者 はい。評価書の資料編に載せる予定でございます。

○山下部会長 山口委員、それでよろしいですか。

○山口委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○山下部会長 分かりました。

そのほか特にございますか。

(無し)

○山下部会長 それでは、本日若干審議の順序が前後いたしまして御迷惑をおかけいたしました。次の部会ときには少し質疑の方法等を検討させていただければと思っております。お許してください。

では、ほかに本日御発言がないようですので、審議はこれで終了いたします。

事業者の皆様、ありがとうございます。これでどうか御退室ください。

(事業者退室)

○藤間アセスメント担当課長 事業者が退室しました。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、その他の事項ですが、何かございますでしょうか。

(無し)

○山下部会長 特に御発言がないようですので、これをもちまして第一部会を終了いたします。本日は皆様長時間どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、どうか退出ボタンを押して御退室ください。

(傍聴人退室)

(午後 3 時 58 分 閉会)